

須坂市移住PR事業業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

2025年5月

須 坂 市

## 1 目的

須坂市移住PR事業について、プロポーザル方式（※）により最も効果的な運営ができる業務委託先を選定し、本市の移住定住数の増加を図ることを目的とする。

※最も優れた提案をした者を契約候補者として選定し、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結する。

## 2 プロポーザルの概要

### （1）名称

須坂市移住PR事業業務委託公募型プロポーザル

### （2）主催者

須坂市

### （3）担当部署

須坂市総務部政策推進課

### （4）公募型プロポーザル方式を選択した理由

本業務の目的を達成するためには、地方移住に関心のある首都圏在住の子育て世代(20代後半～40代)をターゲットに須坂市独自の魅力(やまほいく、子育て支援センター、臥竜公園、動物園、信州医療センター、イオンモール等)を SNS や Web 広告等を活用して発信する情報発信力、サポート体制などについて専門的な知見と経験を持ち、適切な提案ができる事業者を選定する必要がある。

本業務は、ランディングページの企画構築、広告、運用管理等が業務のため、価格競争ではなく、企画力及び技術力等のノウハウを持つ事業者から提案を広く求め、より優れた成果が期待できる業務委託先を選定するため、公募型プロポーザル方式によるものとする。

## 3 業務の概要

### （1）業務名称

須坂市移住PR事業

### （2）業務内容

別紙「須坂市移住PR事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」とする。）による。

### （3）履行期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

### （4）限度額

金 8,000,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

## 4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

### （1）地方公共団体の行財政運営について高い見識を有していること。

### （2）移住PR事業の専門的な知見を持つ民間の事業者であること。

### （3）第三者機関の認証を受けている等利用者の安全性が十分確保されていること。

### （4）参加申込書を提出する時点で、須坂市物品購入等入札（見積）参加資格者名簿に

登録があり、須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成30年1月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

## 5 プロポーザルへの参加方法

提案に参加する場合は次の書類各1部を2025年5月29日（木）午後5時までに提出すること。（郵送の場合は期限までの必着とする）

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 消費税、地方消費税等の納税証明書の写し

## 6 企画提案書等の提出

企画提案書等は下記の通り、2025年6月13日（金）午後5時までに提出すること。（郵送の場合は期限までの必着とする）

### (1) 提出書類及び作成要領

- ① 企画提案書届出書（様式3）
- ② 業務実績書（様式4）
- ③ 業務実施体制（様式5）
- ④ 企画提案書（任意様式）
  - ・ 表紙には「須坂市移住PR事業企画提案書」と記入する。
  - ・ 次の内容を盛り込むことに加え、強調したい事項等を記載した独自の提案書とすること。
    - ア 利用者の安全性確保方法
    - イ ランディングページの内容、クリック（閲覧）の想定数
    - ウ 検索連動型広告方法
    - エ ディスプレイ広告方法
    - オ SNS広告方法
    - カ 動画広告方法
    - キ その他（提案者独自の企画、アイディア、PRポイント等）

- ⑤ 本業務の実施スケジュール案（任意様式）
- ⑥ 見積書（任意様式）
- ⑦ 上記書類の電子データ一式

（２）企画提案書等の留意事項

- ①提出書類の企画はA４サイズ・片とじ・横書きとする。（両面印刷可）
- ②企画提案書は仕様書との整合を十分に図り、地方移住に関心のある首都圏在住の子育て世代（20代後半～40代）をターゲットに須坂市独自の魅力（やまほいく、子育て支援センター、臥竜公園、動物園、信州医療センター、イオンモール等）を効果的に情報発信して、どのように移住定住に繋げるか等について、PRしたいポイントや提案趣旨を明確にする。
- ③企画提案書のページ数は10ページ以内とすること。（表紙はページ数に含めないものとする。）
- ④提出書類に虚偽の記載をした場合には、本プロポーザルの参加を取り消すとともに、虚偽の記載をした会社について指名停止を行う場合がある。
- ⑤企画提案書等の記載事項に不備がある場合、再提出を依頼する場合があるため、期間に余裕をもった提出を行うこと。
- ⑥提出部数は（１）①～⑥については5部とすること。⑦についてはCD-Rで1部提出すること。

（３）提出方法等

提出期間

「12 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール」に記載

提出先

「14 問い合わせ・書類提出先」に記載

提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）

7 質問書の受付及び回答

（１）質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問書（様式1）により2025年5月21日（水）午後5時までに持参または電子メールにより提出すること。

（２）受付期間

「12 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール」に記載

（３）回答方法

質問に対する回答は、提案者の認識を統一するため、質問者匿名にて須坂市ホームページ上で回答を掲載する。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の内容追加・修正とみなす。

## 8 契約予定者の選定方法等

プロポーザルの審査は、以下のとおり実施する。

- (1) 本プロポーザルでは、須坂市移住PR事業業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業者の選定を行うものとする。
- (2) 参加資格者から期限までに提出された書類に基づいて、委員会委員へのプレゼンテーションを行い、須坂市が定める基準により審査した結果、最高評価の1事業者を契約候補者とする。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続きをする。
- (3) 提案が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約予定者となることができる最低基準点を満点の60%とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約予定者として選定しない。
- (4) 審査方法は、別表「審査基準表」に基づき、審査項目ごとに評価を行うものとする。
- (5) 実施方法については、以下のとおりとする。

### ① 実施方法

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・質疑応答 10分以内

### ② その他

- ・提出書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、当日、追加での資料は認めないものとする。
- ・説明に際し、パワーポイントその他のパソコンの使用は可とし、モニター(70型)は市で用意する。なお、スクリーン(プロジェクター含む)を使用したい場合は事前に連絡すること。
- ・ノートパソコンその他必要な備品は各自準備すること。
- ・審査結果は、後日、全ての参加者に通知する。

## 9 審査基準

別紙「審査基準」に記載のとおり

## 10 選定結果の通知

選定結果については、2025年7月上旬に郵送にて提案者全員へ通知するとともに、本市ホームページにて公開する。

なお、審査結果に異議を申し出ることとはできないものとする。

## 11 業務委託契約

契約予定者と交渉を行い、内容について合意の上、随意契約により契約を締結する。

## 1 2 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

| 内 容                    | 期 間 等                                 |
|------------------------|---------------------------------------|
| プロポーザル募集開始             | 2025 年 5 月 15 日（木）<br>※市ホームページに掲載     |
| 質問書受付期間                | 2025 年 5 月 15 日（木）～2025 年 5 月 21 日（水） |
| 参加申込書提出期間              | 2025 年 5 月 15 日（木）～2025 年 5 月 29 日（木） |
| 参加承認通知等                | 2025 年 6 月上旬 ※郵送により通知                 |
| 企画提案書等提出期限             | 2025 年 6 月 13 日（金）午後 5 時※必着           |
| プレゼンテーション<br>実施及び評価・選考 | 2025 年 6 月 27 日（金）                    |
| 選考結果通知                 | 2025 年 7 月上旬<br>※郵送により通知（市ホームページにも掲載） |
| 業務委託契約締結               | 2025 年 7 月中旬予定                        |

※ スケジュールは、選定委員会において必要に応じて変更する場合がある。

## 1 3 その他

- （１）企画提案書などの作成経費や旅費等の必要経費等、本件参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- （２）企画提案書や会社概要その他提出した書類に虚偽や偽造があった場合は失格とする。
- （３）提出書類は、返却しない。
- （４）審査の過程や参加者ごとの評価の詳細については公表しない。
- （５）業務の実施については、企画提案書の内容を基本とするが、契約書の範囲内で担当部局と打ち合わせを実施しながら作業を進めるため、必ずしも企画提案書通りの作業スケジュールとはならない。

## 1 4 問い合わせ・書類提出先

〒382-8511 須坂市大字須坂 1528 番地 1

須坂市総務部政策推進課（市役所本庁舎 2 階）

担当：村石（課長） 中澤（担当者）

電 話：026-248-9017（課専用）

ファクシミリ：026-246-0750

電子メール：seisakusuishin@city.suzaka.nagano.jp

(別表)

## 審査基準表

| 審査項目        |        | 審査の視点                                                                     | 配点      |
|-------------|--------|---------------------------------------------------------------------------|---------|
| 業務実績        |        | 本業務の委託を請け負うに足る関連業務の受託実績を有しているか。                                           | 5 /100  |
| 業務体制        |        | 業務内容に対して必要な経験・能力を有するスタッフが十分に確保されているか。                                     | 5 /100  |
| 業務方針        |        | 本業務の目的、内容が十分理解できているか。                                                     | 10 /100 |
| 企画提案内容      | 事業全体   | 本業務を遂行するにあたり、適切なスケジュールが計画されているか。                                          | 10/100  |
|             |        | 仕様書の記載内容について期限内に確実に実施できる体制とノウハウを備えているか。                                   | 10/100  |
|             |        | 地方移住に関心のある首都圏在住の子育て世代等の課題やニーズ等を理解し、本市の移住定住数の増加や移住の機運醸成が期待できる内容であるか。       | 10/100  |
|             | 的確性    | ターゲットに遡及できる媒体の選定となっているか。また、具体的なデータの提示がされているか。                             | 10/100  |
|             | 実現性    | クリック数やアクセス数等の向上につながるデータ解析の手法について、提案がなされているか。また、サポート動画等による啓発の効果が十分に期待できるか。 | 10/100  |
|             | 提案の独創性 | 提案事業者のノウハウや知識・経験を生かした創意工夫がみられ、効果が見込める提案がなされているか。                          | 10/100  |
| デザイン及び構成    |        | 各広告やランディングページのコンセプトは本業務の目的を達成するものとなっているか。<br>また、ターゲットのニーズと合っているか。         | 10/100  |
| プレゼンテーション能力 |        | 担当者は提案内容を明確に説明しているか。審査員の質問についての的確に回答しているか。                                | 5/100   |
| 見積価格        |        | 見積金額、見積内容が適正であるか。                                                         | 5/100   |
| 合計          |        |                                                                           | 100/100 |

審査員1名の持ち点は100点とし、審査点数の満点はプレゼンテーション当日の委員会委員数×100点とする。

合計点数が最低基準点（満点の60％）以上となる者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。